

千葉県測量・建設コンサルタント等業務委託最低制限価格運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉県財政局資産経営部契約課が発注する建設工事に係る測量、建設コンサルタント及び地質調査業務委託（以下「業務委託」という。）の入札の執行につき、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設ける場合の取扱いについて定める。

(対象)

第2条 この要領の対象となる業務委託は、千葉県財政局資産経営部契約課が発注する業務委託のうち、次の各号に掲げるものを除く全ての競争入札により実施する業務委託とする。

(1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）の対象となるもの

(2) 総合評価落札方式の対象となるもの

(公表)

第3条 最低制限価格の公表に関する事項については、予定価格等の公表に関する事務取扱要領（平成15年4月1日施行）に定めるものとする。

(最低制限価格の算定方法)

第4条 最低制限価格は、対象とする業務委託の予定価格から消費税及び地方消費税を除いた額（以下「予定価格」という。）の算出の基礎となった次の各号に掲げる業務ごとの各費用（以下「算定項目」という。）に、当該算定項目ごとに定める割合を乗じて得た額の合算額とする。ただし、その額が、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては3分の2を乗じて得た額とする。なお、算出された金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

また、算定項目に含まれる費目は、別表に定めるとおりとする。

(1) 測量業務

ア 直接測量費	10分の10
イ 測量調査費	10分の10
ウ 諸経費	10分の5.0

(2) 建築関係建設コンサルタント業務

ア 直接人件費	10分の10
イ 特別経費	10分の10
ウ 技術料等経費	10分の6

- エ 諸経費 10分の6
- (3) 土木関係建設コンサルタント業務
 - ア 直接原価 10分の10
 - イ その他原価 10分の9
 - ウ 一般管理費等 10分の5.0
- (4) 地質調査業務
 - ア 直接調査費 10分の10
 - イ 間接調査費 10分の9
 - ウ 解析等調査業務費 10分の8
 - エ 諸経費 10分の5.0

- 2 前項の規定にかかわらず、契約事務担当職員（千葉市契約規則（昭和40年規則第3号）第3条第2項に規定する者をいう。）は、対象とする業務委託の内容及び技術的特性等から特に必要があると認められるものについては、契約ごとに予定価格の3分の2から10分の8.5の割合の範囲内で最低制限価格及び調査基準価格を定めることができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 千葉市業務委託最低制限価格試行実施要領（平成15年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 千葉市業務委託最低制限価格及び低入札調査基準価格の設定に関する試行要領は、廃止する。

附 則

この要領は、平成23年8月18日から施行する。ただし、この要領による改正後の規定は、この要領の施行の日以降に公告する又は指名通知書を交付する業務委託について適用し、同日前に公告する又は指名通知書を交付する業務委託については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成24年10月22日から施行する。ただし、この要領による改正後の規定は、この要領の施行の日以降に公告する又は指名通知書を交付する業務委託について適用し、同日前に公告する又は指名通知書を交付する業務委託については、なお従前の例

による。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。ただし、この要領による改正後の規定は、この要領の施行の日以降に公告する又は指名通知書を交付する業務委託について適用し、同日前に公告する又は指名通知書を交付する業務委託については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成31年4月15日から施行する。ただし、この要領による改正後の規定は、この要領の施行の日以降に公告する又は指名通知書を交付する業務委託について適用し、同日前に公告する又は指名通知書を交付する業務委託については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和6年4月15日から施行する。ただし、この要領による改正後の規定は、この要領の施行の日以降に公告する又は指名通知書を交付する業務委託について適用し、同日前に公告する又は指名通知書を交付する業務委託については、なお従前の例による。

別表

1 測量業務

算定項目	費目
直接測量費	直接測量費
測量調査費	測量調査費
諸経費	諸経費（間接測量費と一般管理費等の合計）

2 建築関係建設コンサルタント業務

算定項目	費目
直接人件費	直接人件費
特別経費	特別経費、委託料加算額、加算業務
技術料等経費	技術経費
諸経費	諸経費

3 土木関係建設コンサルタント業務

算定項目	費目
直接原価	直接原価（直接人件費と直接経費の合計）
その他原価	その他原価
一般管理費等	一般管理費等

4 地質調査業務

算定項目	費目
直接調査費	直接調査費
間接調査費	間接調査費
解析等調査業務費	解析等調査業務費、コンサルティング業務費、地質分析業務費
諸経費	諸経費